

(株)〇〇〇〇 ご担当者殿

平成〇〇年〇月〇日

〇〇大学〇〇部長
〇〇 〇〇

インターンシップに係る学生事故の補償形態について

『インターンシップ』は、必修科目として大学外における企業等での実習体験を通じて、理論と技術の関連性を習得し、応用力と創造力の豊かな社会人を育成することを目的としております。

そのため、大学外の施設における実習が中心となりますので、『インターンシップ』時における学生の事故が発生した場合、実習生を受け入れていただいた企業等の皆様には、その対応についてご懸念があるものと推察いたします。

そこで、本学部の学生がインターンシップ時における事故で死傷した場合、次の3種類の補償形態による保険金・給付金を準備して対応しております。なお、1(2)につきましては、学生が受入れ先で他人に怪我をさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償となります。ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

1 〇〇学部が任意に加入する保険に基づく給付

実験実習調査保険（インターンシップ・教育実習・実験実習・現場見学会・校外測量等）

(1) 傷害保険〔通学特約を含む〕

死亡保険金	700万円
後遺障害保険金	700万円
入院加算金（1日当たり）	3,000円
通院加算金（1日当たり）	1,500円

(2) 賠償責任保険

対人賠償・対物賠償（1事故）1億円限度

2 〇〇学部が任意に加入する学生見舞金制度

死亡見舞金額	100万円
後遺障害見舞金額	死亡見舞金額に掲げる割合を乗じた額
入院医療見舞金額（1事故）	25,000円
通院医療見舞金額（1事故）	15,000円
入通院一時医療見舞金額（1事故）	3,000円

3 〇〇大学学生傷害及び死亡事故等に関する給付金規程に基づく給付

- 給付金種類
- (1) 死亡弔慰金（200万円を限度）
 - (2) 後遺障害保険金（200万円を限度）
 - (3) 見舞金（入院期間等による）
 - (4) 治療費（実費）

なお、123とも故意、重過失に基づく場合、または著しい法令・規程違反行為時を除く。

以 上